

## 下市町子ども医療費助成条例

平成25年3月25日  
条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、子どもを養育している者に対し当該子どもに係る医療費の一部を助成し、もつて子どもの健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 乳幼児 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (3) 就学児 子どものうち乳幼児以外の者をいう。

(助成の対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者である子ども又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被扶養者である子どもを養育している者とし、この場合においての子どもは、下市町に住所を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、対象者としなない。

- (1) 当該子どもが生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 当該子どもが下市町ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年下市町条例第12号）の適用を受けて医療費の助成を受ける者
- (3) 当該子どもが下市町心身障害者医療費助成条例（昭和48年下市町条例第1号）の適用を受けて医療費の助成を受ける者

(助成の範囲)

第4条 医療費の助成は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成金」という。）を対象者に支給して行うものとする。

- (1) 入院時の食事療養に係る標準負担額に相当する額
- (2) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額
- (3) 町長が別に規則で定める額

(証明書の交付等)

第5条 町長は、対象者に対し、規則で定めるところにより医療費の助成の対象となる乳幼児又は就学児であることを示す証明書を交付するものとする。

2 対象者は、当該証明書を医療機関等において乳幼児又は就学児が療養を受ける際に提示しなければならない。

(届出)

第6条 対象者は、住所を変更したとき、その他規則で定める事由が生じたときは、その旨をすみやかに町長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第7条 この条例による助成金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第8条 偽りその他不正の手段により、この条例による助成金の支給を受けた者があるときは、町長は当該助成金の全額又は一部を返還させることができる。

(損害賠償との調整)

第9条 町長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価格の限度において、当該助成金の全部若しくは一部を支給せず、又はすでに支給した当該助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の下市町子ども医療費助成条例は、この条例の施行の日以降に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。